

資料

平成 2 9 年第 4 回定例市議会追加議案
条例新旧対照表

(1 2 月 8 日 提 出)

議案第 6 3 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第 1 条関係）	1
	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第 2 条関係）	2 6
	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正案（第 3 条関係）	3 1
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正案（第 4 条関係）	3 6
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正案（第 5 条関係）	3 7
	（附則改正）	
	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正案（附則第 5 項関係）	3 8

議案第63号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第12条の5 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員に対して、月額414,300円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日（採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第12条の5 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員に対して、月額413,800円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日（採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p>
<p>2・3 (略)</p>	
<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の等級が1等級であるもの（以下「医(1)1等級職員」という。）に対しては、支給しない。</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特1等級であるもの（以下「<u>特1等級職員</u>」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「<u>扶養親族たる子</u>」という。）については1人につき10,000円とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）</u>については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特1等級であるもの<u>及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則</u></p>

4 (略)

第15条 新たに職員となった者に扶養親族(医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、医(1)1等級職員から医(1)1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(医(1)1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び医(1)1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、医(1)1等級職員から医(1)1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)1等級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、医(1)1等級職員以外の職員から医(1)1等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定によ

で定める職員(以下「行特1等級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 (略)

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

る届出に係るものがないときはその職員が医(1)1等級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後

にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) (略)

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある医(1)1等級職員が医(1)1等級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行特1等級職員が行特1等級職員及び医(1)1等級職員以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医(1)1等級職員以外のものが医(1)1等級職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行特1等級職員及び医(1)1等級職員以外のものが行特1等級職員となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) (略)

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行特1等級職員等が行特1等級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行特1等級職員等以外のものが行特1等級職員等となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(勤勉手当)

第25条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

附 則

1～14 (略)

15 附則第12項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

16～19 (略)

(勤勉手当)

第25条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

附 則

1～14 (略)

15 附則第12項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

16～19 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職務 の等 級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		号給	給料月額						
再 任 用 以 外 の 職 員	1	407,700	362,300	318,500	288,000	262,000	228,900	192,700	142,600
	2	410,100	364,900	320,700	290,200	263,900	230,500	194,500	143,700
	3	412,600	367,400	323,000	292,500	265,700	232,000	196,300	144,900
	4	415,000	370,000	325,200	294,600	267,800	233,600	198,100	146,000
	5	416,900	371,900	327,400	296,600	269,600	235,100	199,700	147,100
	6	419,200	374,400	329,400	298,900	271,500	236,800	201,500	148,200
	7	421,300	376,700	331,600	301,200	273,400	238,300	203,300	149,300
	8	423,500	379,200	333,800	303,400	275,500	239,900	205,100	150,400
	9	425,500	381,700	335,800	305,400	277,600	241,200	206,800	151,500
	10	427,600	384,400	338,000	307,700	279,600	242,700	208,600	152,900
	11	429,700	387,000	340,000	309,900	281,700	244,300	210,400	154,200
	12	431,800	389,700	342,200	312,200	283,700	245,700	212,200	155,500
	13	433,500	392,100	344,000	314,300	285,700	247,200	213,600	156,800
	14	435,300	394,400	346,000	316,400	287,800	248,700	215,400	158,300
	15	437,300	396,600	348,100	318,600	289,800	250,000	217,100	159,800
	16	439,300	399,000	350,100	320,700	291,800	251,400	218,900	161,400
	17	441,200	400,800	351,800	322,700	293,700	252,900	220,600	162,700
	18	443,000	402,800	353,800	324,700	295,700	254,600	222,300	164,200
	19	444,800	404,700	355,600	326,700	297,800	256,300	223,900	165,700
	20	446,500	406,500	357,500	328,700	299,800	258,100	225,500	167,200
	21	448,300	408,400	359,500	330,500	301,800	259,700	227,000	168,600

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職務 の等 級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		号給	給料月額						
再 任 用 以 外 の 職 員	1	407,300	361,800	317,700	287,100	261,100	227,900	191,700	141,600
	2	409,700	364,400	319,900	289,300	263,000	229,500	193,500	142,700
	3	412,200	366,900	322,200	291,600	264,800	231,000	195,300	143,900
	4	414,600	369,500	324,400	293,700	266,900	232,600	197,100	145,000
	5	416,500	371,500	326,600	295,700	268,700	234,100	198,700	146,100
	6	418,800	374,000	328,600	298,000	270,600	235,800	200,500	147,200
	7	420,900	376,300	330,800	300,300	272,500	237,300	202,300	148,300
	8	423,100	378,800	333,000	302,500	274,600	238,900	204,100	149,400
	9	425,100	381,300	335,100	304,600	276,700	240,300	205,800	150,500
	10	427,200	384,000	337,300	306,900	278,700	241,800	207,600	151,900
	11	429,300	386,600	339,400	309,100	280,800	243,400	209,400	153,200
	12	431,400	389,300	341,600	311,400	282,800	244,800	211,200	154,500
	13	433,100	391,700	343,500	313,500	284,800	246,300	212,600	155,800
	14	434,900	394,000	345,500	315,600	286,900	247,800	214,400	157,300
	15	436,900	396,200	347,600	317,800	288,900	249,100	216,100	158,800
	16	438,900	398,600	349,600	319,900	290,900	250,500	217,900	160,400
	17	440,800	400,400	351,400	322,000	292,900	252,000	219,600	161,700
	18	442,600	402,400	353,400	324,000	294,900	253,700	221,300	163,200
	19	444,400	404,300	355,200	326,100	297,000	255,400	222,900	164,700
	20	446,100	406,100	357,100	328,100	299,000	257,200	224,500	166,200
	21	447,900	408,000	359,100	330,000	301,000	258,800	226,000	167,600

22	449,800	410,200	361,400	332,600	303,900	261,500	228,700	171,300	22	449,400	409,800	361,000	332,100	303,100	260,600	227,700	170,300
23	451,200	412,000	363,400	334,600	305,900	263,200	230,300	173,900	23	450,800	411,600	363,000	334,100	305,100	262,300	229,300	172,900
24	452,700	413,900	365,300	336,700	308,000	264,900	231,900	176,500	24	452,300	413,500	364,900	336,200	307,200	264,000	230,900	175,500
25	454,100	415,700	367,300	338,100	309,700	266,900	233,100	179,200	25	453,700	415,300	366,900	337,700	309,000	266,000	232,200	178,200
26	455,400	417,200	369,200	340,000	311,800	268,800	234,600	180,900	26	455,000	416,800	368,800	339,600	311,100	267,900	233,700	179,900
27	456,700	418,700	371,200	341,900	313,800	270,600	236,000	182,600	27	456,300	418,300	370,800	341,500	313,200	269,700	235,100	181,600
28	457,900	420,300	373,200	343,800	315,800	272,400	237,300	184,300	28	457,500	419,900	372,800	343,400	315,200	271,500	236,400	183,300
29	458,900	421,900	374,700	345,500	317,600	274,100	238,600	185,800	29	458,500	421,500	374,300	345,100	317,100	273,200	237,700	184,800
30	459,600	423,200	376,500	347,400	319,600	276,000	239,800	187,600	30	459,200	422,800	376,100	347,000	319,100	275,100	238,900	186,600
31	460,400	424,500	378,300	349,300	321,700	277,900	240,800	189,400	31	460,000	424,100	377,900	348,900	321,200	277,000	239,900	188,400
32	461,100	425,700	379,900	351,100	323,800	279,600	242,000	191,100	32	460,700	425,300	379,500	350,700	323,300	278,700	241,100	190,100
33	461,800	426,900	381,700	353,000	325,100	281,200	243,300	192,700	33	461,400	426,500	381,300	352,600	324,700	280,400	242,400	191,700
34	462,600	428,200	383,100	354,800	327,100	283,100	244,500	194,200	34	462,200	427,800	382,700	354,400	326,700	282,300	243,600	193,200
35	463,300	429,500	384,600	356,600	329,000	284,900	245,700	195,700	35	462,900	429,100	384,200	356,200	328,600	284,100	244,800	194,700
36	463,900	430,700	386,200	358,300	331,100	286,800	247,000	197,200	36	463,500	430,300	385,800	357,900	330,700	286,000	246,100	196,200
37	464,400	431,900	387,600	359,700	333,000	288,400	247,900	198,500	37	464,000	431,500	387,200	359,300	332,600	287,600	247,000	197,500
38	465,000	432,700	388,800	361,000	334,900	290,100	249,300	199,800	38	464,600	432,300	388,400	360,600	334,500	289,300	248,400	198,800
39	465,600	433,500	390,000	362,400	336,900	291,900	250,700	201,100	39	465,200	433,100	389,600	362,000	336,500	291,100	249,800	200,100
40	466,200	434,300	391,100	363,800	338,800	293,700	252,200	202,400	40	465,800	433,900	390,700	363,400	338,400	292,900	251,300	201,400
41	466,700	434,900	392,200	365,100	340,700	295,300	253,600	203,700	41	466,300	434,500	391,800	364,700	340,300	294,600	252,700	202,700
42	467,200	435,600	393,400	366,000	342,600	297,000	255,000	205,000	42	466,800	435,200	393,000	365,600	342,200	296,300	254,100	204,000
43	467,600	436,300	394,600	367,100	344,400	298,500	256,400	206,300	43	467,200	435,900	394,200	366,700	344,000	297,900	255,500	205,300
44	467,900	437,000	395,700	368,200	346,300	300,100	257,700	207,600	44	467,500	436,600	395,300	367,800	345,900	299,500	256,800	206,600
45	468,200	437,800	396,400	369,000	347,800	301,700	258,900	208,800	45	467,800	437,400	396,000	368,600	347,400	301,200	258,000	207,800
46		438,600	397,100	369,900	349,200	303,400	260,200	210,100	46		438,200	396,700	369,500	348,800	302,900	259,300	209,100
47		439,000	397,800	370,800	350,700	305,000	261,600	211,400	47		438,600	397,400	370,400	350,300	304,500	260,700	210,400
48		439,700	398,500	371,700	352,200	306,700	262,900	212,700	48		439,300	398,100	371,300	351,800	306,200	262,000	211,700
49		440,200	399,100	372,600	353,800	307,700	264,100	213,800	49		439,800	398,700	372,200	353,400	307,300	263,300	212,800
50		440,600	399,700	373,400	354,600	309,200	265,200	214,900	50		440,200	399,300	373,000	354,200	308,800	264,400	213,900
51		441,000	400,200	374,200	355,800	310,700	266,500	215,900	51		440,600	399,800	373,800	355,400	310,300	265,700	214,900
52		441,400	400,600	375,000	356,800	312,300	267,800	217,000	52		441,000	400,200	374,600	356,400	311,900	267,000	216,000
53		441,800	401,000	375,700	357,700	313,900	268,800	218,100	53		441,400	400,600	375,300	357,300	313,500	268,000	217,100

54	442,200	401,300	376,400	358,800	315,500	269,900	219,100	54	441,800	400,900	376,000	358,400	315,100	269,100	218,100
55	442,600	401,600	377,100	359,700	317,100	271,200	220,000	55	442,200	401,200	376,700	359,300	316,700	270,400	219,000
56	442,900	401,900	377,800	360,800	318,600	272,500	221,000	56	442,500	401,500	377,400	360,400	318,200	271,700	220,000
57	443,200	402,200	378,300	361,700	320,100	273,500	221,500	57	442,800	401,800	377,900	361,300	319,700	272,800	220,600
58	443,600	402,500	378,900	362,400	321,300	274,500	222,400	58	443,200	402,100	378,500	362,000	320,900	273,800	221,500
59	443,900	402,800	379,500	363,100	322,500	275,400	223,200	59	443,500	402,400	379,100	362,700	322,100	274,800	222,300
60	444,200	403,100	380,200	363,800	323,700	276,500	224,100	60	443,800	402,700	379,800	363,400	323,300	275,900	223,200
61	444,500	403,400	380,600	364,200	324,400	277,600	224,800	61	444,100	403,000	380,200	363,800	324,000	277,100	223,900
62		403,700	381,300	364,800	325,300	278,600	225,800	62		403,300	380,900	364,400	324,900	278,100	224,900
63		404,000	381,900	365,500	326,100	279,500	226,600	63		403,600	381,500	365,100	325,700	279,000	225,700
64		404,300	382,500	366,200	326,900	280,500	227,500	64		403,900	382,100	365,800	326,500	280,000	226,600
65		404,600	382,900	366,500	327,800	281,100	228,200	65		404,200	382,500	366,100	327,400	280,700	227,300
66		404,900	383,500	367,200	328,200	282,000	229,000	66		404,500	383,100	366,800	327,800	281,600	228,100
67		405,200	384,100	367,900	328,900	282,700	229,900	67		404,800	383,700	367,500	328,500	282,300	229,000
68		405,500	384,700	368,600	329,700	283,600	231,000	68		405,100	384,300	368,200	329,300	283,200	230,100
69		405,700	385,100	368,900	330,500	284,600	231,700	69		405,300	384,700	368,500	330,100	284,200	230,800
70		406,000	385,600	369,500	331,200	285,400	232,400	70		405,600	385,200	369,100	330,800	285,000	231,500
71		406,300	386,100	370,200	331,900	286,200	233,000	71		405,900	385,700	369,800	331,500	285,800	232,100
72		406,600	386,700	370,800	332,600	287,000	233,800	72		406,200	386,300	370,400	332,200	286,600	232,900
73		406,800	387,000	371,100	333,100	287,800	234,600	73		406,400	386,600	370,700	332,700	287,400	233,700
74		407,100	387,400	371,700	333,700	288,300	235,300	74		406,700	387,000	371,300	333,300	287,900	234,400
75		407,400	387,800	372,400	334,200	288,700	236,000	75		407,000	387,400	372,000	333,800	288,300	235,100
76		407,600	388,200	373,000	334,800	289,200	236,600	76		407,200	387,800	372,600	334,400	288,800	235,700
77		407,800	388,500	373,400	335,100	289,300	237,300	77		407,400	388,100	373,000	334,700	288,900	236,400
78		408,100	388,800	373,900	335,600	289,700	238,100	78		407,700	388,400	373,500	335,200	289,300	237,200
79		408,400	389,100	374,500	336,000	289,900	238,900	79		408,000	388,700	374,100	335,600	289,500	238,000
80		408,600	389,400	375,000	336,500	290,300	239,600	80		408,200	389,000	374,600	336,100	289,900	238,700
81		408,800	389,600	375,500	336,900	290,500	240,200	81		408,400	389,200	375,100	336,500	290,100	239,400
82		409,100	389,900	376,100	337,400	290,700	240,900	82		408,700	389,500	375,700	337,000	290,300	240,100
83		409,400	390,200	376,600	337,900	291,100	241,600	83		409,000	389,800	376,200	337,500	290,700	240,800
84		409,600	390,400	376,900	338,400	291,400	242,300	84		409,200	390,000	376,500	338,000	291,000	241,500
85		409,800	390,600	377,300	338,700	291,700	242,900	85		409,400	390,200	376,900	338,300	291,300	242,100

86	390,900	377,800	339,100	292,000	243,600	86	390,500	377,400	338,700	291,600	242,800
87	391,200	378,200	339,600	292,300	244,300	87	390,800	377,800	339,200	291,900	243,500
88	391,400	378,600	340,000	292,700	245,000	88	391,000	378,200	339,600	292,300	244,200
89	391,600	379,000	340,300	293,000	245,600	89	391,200	378,600	339,900	292,600	244,900
90	391,900	379,500	340,700	293,400	246,100	90	391,500	379,100	340,300	293,000	245,400
91	392,200	379,900	341,200	293,700	246,400	91	391,800	379,500	340,800	293,300	245,800
92	392,400	380,300	341,600	294,100	246,800	92	392,000	379,900	341,200	293,700	246,300
93	392,600	380,600	341,800	294,200	247,100	93	392,200	380,200	341,400	293,800	246,600
94			342,200	294,400		94			341,800	294,000	
95			342,700	294,800		95			342,300	294,400	
96			343,100	295,200		96			342,700	294,800	
97			343,200	295,400		97			342,800	295,000	
98			343,700	295,700		98			343,300	295,300	
99			344,100	296,100		99			343,700	295,700	
100			344,400	296,500		100			344,000	296,100	
101			344,700	296,700		101			344,300	296,300	
102			345,100	297,000		102			344,700	296,600	
103			345,500	297,400		103			345,100	297,000	
104			345,900	297,700		104			345,500	297,300	
105			346,400	297,900		105			346,000	297,500	
106			346,800	298,200		106			346,400	297,800	
107			347,200	298,600		107			346,800	298,200	
108			347,600	298,900		108			347,200	298,500	
109			348,100	299,100		109			347,700	298,700	
110			348,500	299,500		110			348,100	299,100	
111			348,800	299,900		111			348,400	299,500	
112			349,100	300,200		112			348,700	299,800	
113			349,600	300,300		113			349,200	299,900	
114				300,600		114				300,200	
115				300,900		115				300,500	
116				301,300		116				300,900	
117				301,500		117				301,100	

118							301,700	
119							302,000	
120							302,300	
121							302,700	
122							302,900	
123							303,200	
124							303,500	
125							303,800	
再任用職員	389,500	356,400	314,700	289,300	274,200	254,800	214,800	187,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

118							301,300	
119							301,600	
120							301,900	
121							302,300	
122							302,500	
123							302,800	
124							303,100	
125							303,400	
再任用職員	388,700	355,600	313,900	288,500	273,400	254,000	214,000	186,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

改正後					改正前				
別表第2（第3条関係） 医療職給料表 ア 医療職給料表1)					別表第2（第3条関係） 医療職給料表 ア 医療職給料表1)				
職 員 の 区 分	職務の 等級 号給	1等級	2等級	3等級	職 員 の 区 分	職務の 等級 号給	特1等級	1等級	2等級
		給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	471,100	396,700	246,400	再 任 用 以 外 の 職 員	1	470,600	395,500	245,200
	2	473,400	399,600	248,900		2	472,900	398,400	247,700
	3	475,600	402,500	251,400		3	475,100	401,300	250,200
	4	477,900	405,300	253,900		4	477,400	404,100	252,700
	5	480,200	408,000	256,200		5	479,700	406,800	255,000
	6	482,400	410,700	260,000		6	481,900	409,500	258,800
	7	484,600	413,500	263,800		7	484,100	412,300	262,600
	8	486,800	416,200	267,600		8	486,300	415,000	266,400
	9	488,800	418,600	271,200		9	488,300	417,500	270,000
	10	490,900	421,300	275,200		10	490,400	420,200	274,000
	11	493,000	423,900	279,200		11	492,500	422,900	278,000
	12	495,100	426,600	283,200		12	494,600	425,600	282,000
	13	497,200	429,000	287,000		13	496,700	428,000	285,800
	14	499,300	431,500	291,000		14	498,800	430,500	289,800
	15	501,400	433,900	294,900		15	500,900	432,900	293,700
	16	503,500	436,400	298,800		16	503,000	435,400	297,600
	17	505,600	438,500	302,600		17	505,100	437,600	301,400
	18	507,600	440,900	306,200		18	507,100	440,000	305,000
	19	509,600	443,200	309,700		19	509,100	442,400	308,500

20	511,600	445,600	313,300
21	513,400	447,200	316,900
22	515,200	449,600	320,600
23	517,100	452,000	324,100
24	519,000	454,300	327,600
25	520,700	456,300	331,100
26	522,500	458,600	333,900
27	524,300	460,800	336,500
28	526,100	463,100	339,100
29	527,800	465,300	343,400
30	529,600	467,600	346,700
31	531,400	469,900	349,800
32	533,200	472,100	352,900
33	534,800	474,100	355,700
34	536,600	476,200	358,600
35	538,300	478,300	361,700
36	540,100	480,400	364,900
37	541,700	482,500	367,900
38	543,300	484,300	371,500
39	544,700	486,100	374,700
40	546,300	487,900	378,400
41	547,800	489,600	382,000
42	549,200	491,400	384,700
43	550,600	493,200	387,500
44	551,900	495,000	390,200
45	553,100	496,600	393,100
46	554,100	498,300	395,700
47	555,100	500,100	398,300
48	556,100	501,900	400,700
49	557,100	503,500	402,900
50	558,000	504,800	405,200
51	558,900	506,100	407,400

20	511,100	444,800	312,100
21	512,900	446,600	315,700
22	514,700	449,000	319,400
23	516,600	451,400	322,900
24	518,500	453,700	326,400
25	520,200	455,800	329,900
26	522,000	458,100	332,700
27	523,800	460,300	335,300
28	525,600	462,600	337,900
29	527,400	464,800	342,100
30	529,200	467,100	345,400
31	531,000	469,400	348,500
32	532,800	471,600	351,600
33	534,400	473,600	354,500
34	536,200	475,700	357,400
35	537,900	477,800	360,500
36	539,700	479,900	363,700
37	541,300	482,000	366,700
38	542,900	483,800	370,300
39	544,300	485,600	373,500
40	545,900	487,400	377,200
41	547,400	489,100	380,800
42	548,800	490,900	383,500
43	550,200	492,700	386,300
44	551,500	494,500	389,000
45	552,700	496,100	391,900
46	553,700	497,800	394,500
47	554,700	499,600	397,100
48	555,700	501,400	399,500
49	556,700	503,000	401,800
50	557,600	504,300	404,100
51	558,500	505,600	406,400

52	559,800	507,400	409,700
53	560,600	508,500	412,000
54	561,500	509,800	414,100
55	562,400	511,100	416,100
56	563,300	512,400	418,200
57	564,200	513,400	420,200
58	565,100	514,200	422,100
59	566,000	515,000	423,900
60	566,700	515,800	425,900
61	567,600	516,700	427,800
62	568,500	517,500	429,800
63	569,400	518,400	431,800
64	570,300	519,200	433,800
65	571,200	520,100	435,600
66		521,000	437,400
67		521,700	439,100
68		522,600	440,900
69		523,500	442,800
70		524,300	444,600
71		525,200	446,400
72		526,100	448,100
73		526,900	449,900
74		527,800	451,600
75		528,700	453,400
76		529,400	455,200
77		530,200	457,100
78		531,100	458,300
79		532,000	459,500
80		532,900	460,700
81		533,700	461,900
82		534,600	462,900
83		535,500	463,900

52	559,400	506,900	408,700
53	560,200	508,100	411,000
54	561,100	509,400	413,100
55	562,000	510,700	415,100
56	562,900	512,000	417,200
57	563,800	513,000	419,300
58	564,700	513,800	421,200
59	565,600	514,600	423,200
60	566,300	515,400	425,200
61	567,200	516,300	427,200
62	568,100	517,100	429,200
63	569,000	518,000	431,200
64	569,900	518,800	433,200
65	570,800	519,700	435,100
66		520,600	436,900
67		521,300	438,600
68		522,200	440,400
69		523,100	442,300
70		523,900	444,100
71		524,800	445,900
72		525,700	447,600
73		526,500	449,400
74		527,400	451,100
75		528,300	452,900
76		529,000	454,700
77		529,800	456,600
78		530,700	457,800
79		531,600	459,000
80		532,500	460,200
81		533,300	461,400
82		534,200	462,400
83		535,100	463,400

84	536,400	464,900
85	537,200	465,700
86	538,100	466,400
87	539,000	467,100
88	539,900	467,800
89	540,700	468,500
90		469,200
91		469,900
92		470,600
93		470,900
94		471,600
95		472,300
96		473,000
97		473,400
98		474,000
99		474,700
100		475,400
101		475,800
102		476,400
103		477,000
104		477,500
105		478,100
106		478,600
107		479,100
108		479,600
109		480,000
110		480,600
111		481,000
112		481,500
113		482,000
114		482,600
115		483,200

84	536,000	464,400
85	536,800	465,200
86	537,700	465,900
87	538,600	466,600
88	539,500	467,300
89	540,300	468,000
90		468,700
91		469,400
92		470,100
93		470,500
94		471,200
95		471,900
96		472,600
97		473,000
98		473,600
99		474,300
100		475,000
101		475,400
102		476,000
103		476,600
104		477,100
105		477,700
106		478,200
107		478,700
108		479,200
109		479,600
110		480,200
111		480,600
112		481,100
113		481,600
114		482,200
115		482,800

	116			483,600
	117			484,100
	118			484,700
	119			485,300
	120			485,900
	121			486,400
再任用職員		465,600	392,600	338,200

備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

	116			483,200
	117			483,700
	118			484,300
	119			484,900
	120			485,500
	121			486,000
再任用職員		465,200	392,200	337,800

備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

改正後

改正前

イ 医療職給料表(2)

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	号給				
	1	326,300	267,200	220,900	152,900
	2	328,300	269,000	222,500	154,700
	3	330,500	270,800	224,100	156,400
	4	332,700	272,600	225,700	158,100
	5	334,600	274,400	227,100	159,800
	6	336,800	276,200	228,700	161,500
	7	338,800	278,000	230,200	163,200
	8	341,000	279,700	231,800	165,000
	9	342,800	281,500	233,000	166,500
	10	344,900	283,400	234,500	168,400
	11	347,100	285,300	235,900	170,400
	12	349,200	287,100	237,100	172,300
	13	350,700	289,000	238,800	174,200
	14	352,700	290,800	240,200	176,100
	15	354,600	292,600	241,400	177,900
	16	356,600	294,500	242,800	179,800
	17	358,500	296,200	243,800	185,400
	18	360,500	297,900	245,000	187,000
	19	362,500	299,700	246,200	188,600
	20	364,500	301,500	247,400	190,200
21	366,300	302,900	248,800	191,700	

職員の区分	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	号給				
	1	325,500	266,300	219,800	151,900
	2	327,500	268,100	221,400	153,700
	3	329,700	269,900	223,000	155,400
	4	331,900	271,700	224,600	157,100
	5	333,900	273,500	226,000	158,800
	6	336,100	275,300	227,600	160,500
	7	338,200	277,100	229,100	162,200
	8	340,400	278,800	230,700	164,000
	9	342,300	280,600	232,000	165,500
	10	344,400	282,500	233,500	167,400
	11	346,600	284,400	234,900	169,400
	12	348,700	286,200	236,100	171,300
	13	350,300	288,200	237,800	173,200
	14	352,300	290,000	239,200	175,100
	15	354,200	291,800	240,400	176,900
	16	356,200	293,700	241,800	178,800
	17	358,100	295,400	242,900	184,400
	18	360,100	297,100	244,100	186,000
	19	362,100	298,900	245,300	187,600
	20	364,100	300,700	246,500	189,200
21	365,900	302,200	247,900	190,700	

22	368,300	304,600	249,800	193,300
23	370,400	306,100	250,800	194,900
24	372,500	307,700	251,900	196,400
25	373,900	309,400	253,100	198,000
26	375,700	311,100	254,500	199,700
27	377,500	312,700	255,900	201,300
28	379,200	314,400	257,400	203,000
29	381,000	315,400	258,800	204,600
30	382,500	316,800	260,500	206,200
31	384,100	318,300	262,200	207,800
32	385,800	319,900	263,800	209,400
33	387,100	321,300	265,300	210,900
34	388,400	322,600	267,100	212,500
35	389,700	323,800	268,800	214,200
36	390,900	325,100	270,500	215,900
37	392,000	326,200	272,000	217,200
38	393,200	327,200	273,700	218,700
39	394,300	328,300	275,400	220,100
40	395,400	329,300	277,000	221,600
41	396,200	335,400	278,600	223,000
42	397,000	337,200	280,200	224,400
43	397,800	338,900	281,900	225,700
44	398,600	340,700	283,600	227,000
45	399,000	342,400	285,100	228,400
46	399,600	344,200	286,800	229,800
47	400,100	346,100	288,500	231,300
48	400,500	347,900	290,100	232,700
49	400,900	349,700	291,400	233,900
50	401,200	351,400	293,000	235,200
51	401,500	353,000	294,300	236,200
52	401,800	354,700	295,900	237,500
53	402,100	355,900	297,200	238,900

22	367,900	303,900	248,900	192,300
23	370,000	305,500	249,900	193,900
24	372,100	307,100	251,000	195,400
25	373,500	308,900	252,200	197,000
26	375,300	310,600	253,600	198,700
27	377,100	312,200	255,000	200,300
28	378,800	313,900	256,500	202,000
29	380,600	315,000	257,900	203,600
30	382,100	316,400	259,600	205,200
31	383,700	317,900	261,300	206,800
32	385,400	319,500	262,900	208,400
33	386,700	320,900	264,400	209,900
34	388,000	322,200	266,200	211,500
35	389,300	323,400	267,900	213,200
36	390,500	324,700	269,600	214,900
37	391,600	325,800	271,100	216,200
38	392,800	326,800	272,800	217,700
39	393,900	327,900	274,500	219,100
40	395,000	328,900	276,100	220,600
41	395,800	335,000	277,800	222,000
42	396,600	336,800	279,400	223,400
43	397,400	338,500	281,100	224,700
44	398,200	340,300	282,800	226,000
45	398,600	342,000	284,300	227,400
46	399,200	343,800	286,000	228,800
47	399,700	345,700	287,700	230,300
48	400,100	347,500	289,300	231,700
49	400,500	349,300	290,700	233,000
50	400,800	351,000	292,300	234,300
51	401,100	352,600	293,700	235,300
52	401,400	354,300	295,300	236,600
53	401,700	355,500	296,700	238,000

54	402,400	357,000	298,700	240,200
55	402,700	358,200	300,100	241,300
56	403,000	359,400	301,600	242,600
57	403,300	360,600	302,700	243,900
58	403,600	361,400	303,900	245,100
59	403,900	362,600	305,100	246,300
60	404,300	363,700	306,500	247,400
61	404,500	364,700	307,800	248,500
62	404,800	365,700	309,000	249,900
63	405,100	366,700	310,300	251,400
64	405,400	367,700	311,500	252,800
65	405,600	368,500	312,900	254,400
66		369,300	313,700	255,800
67		370,200	314,500	257,200
68		371,100	315,300	258,500
69		371,600	315,900	259,600
70		372,400	316,600	261,000
71		373,200	317,300	262,400
72		374,000	317,900	263,700
73		374,400	318,600	264,600
74		375,100	318,800	265,900
75		375,800	319,400	267,200
76		376,500	320,000	268,500
77		376,900	320,600	269,400
78		377,500	321,100	270,600
79		378,200	321,600	271,900
80		378,800	343,800	273,200
81		379,200	344,100	274,100
82		379,700	344,400	275,200
83		380,200	344,800	276,100
84		380,700	345,100	277,200
85		381,300	345,600	278,200

54	402,000	356,600	298,200	239,300
55	402,300	357,800	299,600	240,400
56	402,600	359,000	301,100	241,700
57	402,900	360,200	302,300	243,000
58	403,200	361,000	303,500	244,200
59	403,500	362,200	304,700	245,400
60	403,900	363,300	306,100	246,500
61	404,100	364,300	307,400	247,600
62	404,400	365,300	308,600	249,000
63	404,700	366,300	309,900	250,500
64	405,000	367,300	311,100	251,900
65	405,200	368,100	312,500	253,500
66		368,900	313,300	254,900
67		369,800	314,100	256,300
68		370,700	314,900	257,600
69		371,200	315,500	258,700
70		372,000	316,200	260,100
71		372,800	316,900	261,500
72		373,600	317,500	262,800
73		374,000	318,200	263,800
74		374,700	318,400	265,100
75		375,400	319,000	266,400
76		376,100	319,600	267,700
77		376,500	320,200	268,600
78		377,100	320,700	269,800
79		377,800	321,200	271,100
80		378,400	343,400	272,400
81		378,800	343,700	273,400
82		379,300	344,000	274,500
83		379,800	344,400	275,500
84		380,300	344,700	276,600
85		380,900	345,200	277,700

86	381,800	345,900	279,200	86	381,400	345,500	278,700
87	382,400	346,200	280,300	87	382,000	345,800	279,800
88	383,000	346,500	281,400	88	382,600	346,100	280,900
89	383,500	346,900	282,100	89	383,100	346,500	281,700
90	384,000	347,200	282,800	90	383,600	346,800	282,400
91	384,500	347,600	283,300	91	384,100	347,200	282,900
92	385,000	347,900	284,100	92	384,600	347,500	283,700
93	385,300	348,300	284,900	93	384,900	347,900	284,500
94	385,800	348,600	285,500	94	385,400	348,200	285,100
95	386,200	348,900	286,100	95	385,800	348,500	285,700
96	386,600	349,200	286,700	96	386,200	348,800	286,300
97	387,000	349,500	287,400	97	386,600	349,100	287,000
98		349,900	287,900	98		349,500	287,500
99		350,300	288,300	99		349,900	287,900
100		350,700	288,700	100		350,300	288,300
101		351,200	288,900	101		350,800	288,500
102		351,600	289,100	102		351,200	288,700
103		352,000	289,300	103		351,600	288,900
104		352,400	289,500	104		352,000	289,100
105		352,900	289,900	105		352,500	289,500
106			290,100	106			289,700
107			290,300	107			289,900
108			290,500	108			290,100
109			290,900	109			290,500
110			291,100	110			290,700
111			291,300	111			290,900
112			291,600	112			291,200
113			292,000	113			291,600
114			292,300	114			291,900
115			292,500	115			292,100
116			292,800	116			292,400
117			293,100	117			292,700

	118				293,300
	119				293,500
	120				293,800
	121				294,100
再任用職員		322,400	281,700	256,500	214,900

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他職員で規則に定めるものに適用する。

	118				292,900
	119				293,100
	120				293,400
	121				293,700
再任用職員		322,000	281,300	256,100	214,500

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他職員で規則に定めるものに適用する。

改正後						改正前					
ウ 医療職給料表(3)						ウ 医療職給料表(3)					
職員の区分	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	職員の区分	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	号給					号給					
	1	329,500	285,000	237,200	161,300	1	328,800	284,100	236,000	160,100	
	2	331,600	286,800	239,000	162,700	2	330,900	285,900	237,800	161,500	
	3	333,600	288,600	240,800	164,200	3	333,000	287,700	239,600	163,000	
	4	335,800	290,500	242,600	165,600	4	335,200	289,600	241,400	164,400	
	5	337,800	292,300	244,000	167,100	5	337,300	291,400	242,800	165,900	
	6	339,900	294,100	245,300	168,600	6	339,400	293,200	244,100	167,400	
	7	342,100	296,000	246,500	170,100	7	341,600	295,100	245,300	168,900	
	8	344,200	297,800	247,800	171,600	8	343,700	296,900	246,600	170,400	
	9	345,700	299,700	248,800	172,900	9	345,300	298,800	247,700	171,700	
	10	347,700	301,600	249,900	174,600	10	347,300	300,700	248,800	173,400	
	11	349,600	303,400	250,800	176,200	11	349,200	302,500	249,700	175,000	
	12	351,600	305,300	251,700	177,700	12	351,200	304,400	250,600	176,600	
	13	353,600	306,900	253,000	179,200	13	353,200	306,100	251,900	178,100	
	14	355,700	308,500	254,100	181,200	14	355,300	307,700	253,000	180,100	
	15	357,800	310,300	254,900	183,200	15	357,400	309,500	253,800	182,100	
	16	359,800	312,100	255,900	185,200	16	359,400	311,300	254,800	184,100	
	17	361,800	313,900	256,600	188,800	17	361,400	313,100	255,600	187,600	
	18	363,800	315,500	257,500	190,900	18	363,400	314,700	256,500	189,700	
	19	365,900	317,200	258,500	193,000	19	365,500	316,400	257,500	191,800	
	20	368,000	318,900	259,400	195,000	20	367,600	318,100	258,400	193,800	
21	369,700	320,300	260,300	197,100	21	369,300	319,600	259,300	195,900		

22	371,800	321,800	261,300	199,400
23	373,900	323,300	262,200	201,700
24	375,900	324,800	263,200	204,000
25	377,900	326,300	264,400	206,400
26	379,500	327,700	265,700	207,800
27	381,400	329,200	266,900	209,200
28	383,300	330,800	268,100	210,500
29	385,100	332,000	269,300	211,900
30	386,800	333,500	270,800	213,400
31	388,700	334,900	272,400	214,900
32	390,500	336,400	273,800	216,100
33	392,200	338,000	275,400	217,500
34	393,900	339,500	276,900	219,000
35	395,700	341,100	278,200	220,500
36	397,400	342,600	279,500	222,000
37	399,000	344,300	281,100	223,400
38	400,700	345,900	282,500	225,100
39	402,500	347,400	284,000	226,800
40	404,300	349,000	285,400	228,500
41	405,800	350,200	286,900	229,900
42	407,300	351,700	288,400	231,600
43	408,800	353,200	289,900	233,300
44	410,100	354,600	291,500	235,000
45	411,200	356,200	292,800	236,600
46	412,300	357,200	294,200	238,000
47	413,400	358,700	295,700	239,300
48	414,600	360,000	297,200	240,400
49	415,900	361,400	298,400	241,600
50	417,000	362,800	299,700	242,700
51	418,200	364,100	300,900	243,600
52	419,300	365,500	302,300	244,700
53	420,500	367,000	303,700	245,800

22	371,400	321,100	260,300	198,200
23	373,500	322,700	261,200	200,500
24	375,500	324,200	262,200	202,800
25	377,500	325,800	263,400	205,200
26	379,100	327,200	264,700	206,600
27	381,000	328,700	265,900	208,000
28	382,900	330,300	267,200	209,400
29	384,700	331,600	268,400	210,800
30	386,400	333,100	269,900	212,300
31	388,300	334,500	271,500	213,800
32	390,100	336,000	272,900	215,000
33	391,800	337,600	274,500	216,400
34	393,500	339,100	276,000	217,900
35	395,300	340,700	277,300	219,400
36	397,000	342,200	278,600	220,900
37	398,600	343,900	280,200	222,300
38	400,300	345,500	281,600	224,000
39	402,100	347,000	283,100	225,700
40	403,900	348,600	284,500	227,400
41	405,400	349,800	286,100	228,800
42	406,900	351,300	287,600	230,500
43	408,400	352,800	289,100	232,200
44	409,700	354,200	290,700	233,900
45	410,800	355,800	292,000	235,500
46	411,900	356,800	293,400	236,900
47	413,000	358,300	294,900	238,200
48	414,200	359,600	296,400	239,300
49	415,500	361,000	297,700	240,600
50	416,600	362,400	299,000	241,700
51	417,800	363,700	300,300	242,600
52	418,900	365,100	301,700	243,700
53	420,100	366,600	303,200	244,800

54	421,500	368,200	305,000	246,900
55	422,600	369,300	306,400	247,800
56	423,700	370,500	307,800	248,900
57	424,800	371,600	308,700	249,500
58	425,300	372,500	309,900	250,400
59	425,900	373,500	311,100	251,300
60	426,300	374,500	312,500	252,200
61	426,900	375,100	313,600	253,000
62	427,400	375,900	314,900	254,000
63	427,800	376,700	316,200	254,900
64	428,300	377,500	317,400	255,900
65	428,900	378,200	318,700	256,900
66	429,300	378,900	320,000	258,100
67	429,600	379,700	321,300	259,300
68	429,900	380,400	322,600	260,500
69	430,300	381,000	323,300	261,600
70		381,600	324,400	263,100
71		382,300	325,500	264,500
72		382,900	326,400	265,900
73		383,600	327,700	267,500
74		384,100	328,400	269,100
75		384,700	329,500	270,600
76		385,200	330,700	272,100
77		385,600	331,800	273,500
78		386,200	333,000	275,000
79		386,700	334,100	276,500
80		387,000	335,300	277,800
81		387,300	336,400	279,300
82		387,800	337,500	280,800
83		388,200	338,500	282,300
84		388,500	339,600	283,800
85		388,800	340,500	284,900

54	421,100	367,800	304,500	245,900
55	422,200	368,900	305,900	246,800
56	423,300	370,100	307,300	247,900
57	424,400	371,200	308,300	248,600
58	424,900	372,100	309,500	249,500
59	425,500	373,100	310,700	250,400
60	425,900	374,100	312,100	251,300
61	426,500	374,700	313,200	252,100
62	427,000	375,500	314,500	253,100
63	427,400	376,300	315,800	254,000
64	427,900	377,100	317,000	255,000
65	428,500	377,800	318,300	256,000
66	428,900	378,500	319,600	257,200
67	429,200	379,300	320,900	258,400
68	429,500	380,000	322,200	259,600
69	429,900	380,600	322,900	260,700
70		381,200	324,000	262,200
71		381,900	325,100	263,600
72		382,500	326,000	265,000
73		383,200	327,300	266,600
74		383,700	328,000	268,200
75		384,300	329,100	269,700
76		384,800	330,300	271,200
77		385,200	331,400	272,600
78		385,800	332,600	274,100
79		386,300	333,700	275,600
80		386,600	334,900	276,900
81		386,900	336,000	278,500
82		387,400	337,100	280,000
83		387,800	338,100	281,500
84		388,100	339,200	283,000
85		388,400	340,100	284,100

86	389,300	341,500	286,400	86	388,900	341,100	285,600
87	389,800	342,400	287,900	87	389,400	342,000	287,100
88	390,200	343,400	289,300	88	389,800	343,000	288,500
89	390,500	344,400	290,400	89	390,100	344,000	289,700
90	390,900	345,200	291,800	90	390,500	344,800	291,100
91	391,400	346,000	293,000	91	391,000	345,600	292,400
92	391,800	346,800	294,300	92	391,400	346,400	293,700
93	392,200	347,400	295,700	93	391,800	347,000	295,200
94		348,000	297,000	94		347,600	296,500
95		348,700	298,200	95		348,300	297,700
96		349,300	299,500	96		348,900	299,000
97		349,700	300,100	97		349,300	299,700
98		350,100	301,300	98		349,700	300,900
99		350,600	302,400	99		350,200	302,000
100		351,000	303,600	100		350,600	303,200
101		351,500	304,700	101		351,100	304,300
102		351,900	305,900	102		351,500	305,500
103		352,400	307,100	103		352,000	306,700
104		352,800	308,200	104		352,400	307,800
105		353,100	309,500	105		352,700	309,100
106		353,600	310,700	106		353,200	310,300
107		354,000	311,900	107		353,600	311,500
108		354,300	313,100	108		353,900	312,700
109		354,800	313,900	109		354,400	313,500
110		355,300	314,600	110		354,900	314,200
111		355,800	315,300	111		355,400	314,900
112		356,300	315,900	112		355,900	315,500
113		356,800	316,600	113		356,400	316,200
114		357,300	316,900	114		356,900	316,500
115		357,800	317,500	115		357,400	317,100
116		358,200	318,200	116		357,800	317,800
117		358,600	318,600	117		358,200	318,200

118	359,000	319,200	118	358,600	318,800
119	359,500	319,800	119	359,100	319,400
120	360,000	320,400	120	359,600	320,000
121	360,400	320,800	121	360,000	320,400
122	360,900	321,300	122	360,500	320,900
123	361,400	321,800	123	361,000	321,400
124	361,900	322,300	124	361,500	321,900
125	362,200	322,700	125	361,800	322,300
126		323,100	126		322,700
127		323,400	127		323,000
128		323,700	128		323,300
129		324,100	129		323,700
130		324,500	130		324,100
131		324,900	131		324,500
132		325,200	132		324,800
133		325,400	133		325,000
134		325,700	134		325,300
135		326,100	135		325,700
136		326,300	136		325,900
137		326,500	137		326,100
138		326,800	138		326,400
139		327,100	139		326,700
140		327,400	140		327,000
141		327,600	141		327,200
142		327,900	142		327,500
143		328,300	143		327,900
144		328,500	144		328,100
145		328,600	145		328,200
146		328,900	146		328,500
147		329,300	147		328,900
148		329,500	148		329,100
149		329,800	149		329,400

	150				330,200
	151				330,600
	152				331,000
	153				331,300
再任用職員		325,800	288,700	262,200	255,000

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

	150				329,800
	151				330,200
	152				330,600
	153				330,900
再任用職員		325,400	288,300	261,800	254,600

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第24条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは、地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第29条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給す</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の3まで及び<u>附則第12項第3号</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第24条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは、地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第29条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。<u>附則第12項第3号</u>において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び<u>附則第12項第4号</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市</p>

改正後	改正前
<p>る。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～11 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～11 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(55歳を超える職員の給料月額の減額支給等)</u></p> <p>12 <u>平成30年3月31日までの間、職員（行政職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の等級が行政職給料表の職務の等級欄に掲げる特1等級及び1等級の適用を受ける者であってその号給がその職務の等級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u></p>

改正後	改正前
	<p>(1) <u>給料月額</u> 当該特定職員の給料月額（当該特定職員が附則第7項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の等級における最低の号給の給料月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第14項及び第15項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の等級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第14項において「給料月額減額基礎額」という。））</p> <p>(2) <u>地域手当</u> 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）</p> <p>(3) <u>期末手当</u> それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第24条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）</p> <p>(4) <u>勤勉手当</u> それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第25条第3項において準用する第24</p>

改正後	改正前
	<p><u>条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第15項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第3項において準用する第24条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第15項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）</u></p> <p><u>(5) 第29条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア 第29条第1項 前各号に定める額</u></p> <p><u>イ 第29条第2項及び第3項 第1号から第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 第29条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</u></p> <p><u>エ 第29条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額</u></p> <p><u>13 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p><u>14 附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第17条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に</u></p>

改正後	改正前
<p>12 (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>15 (略)</p>	<p><u>100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p>15 <u>附則第12項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p>16 (略)</p> <p>17 (略)</p> <p>18 (略)</p> <p>19 (略)</p>

○一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年藤井寺市条例第33号） 新旧対照表
 （第3条関係）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）</p> <p>4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項、次項及び第6項において「第2条改正後給与条例」という。）<u>第14条第1項ただし書及び第15条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与条例第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特1等級であるもの（以下「行特1等級職員」という。））にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（<u>医（1）1等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。</u>）がある場合、<u>医（1）1等級職員から医（1）1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等</u>」とあるのは「<u>扶養親族</u>」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。））」と、<u>同項第1号中「場合（<u>医（1）1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。</u>）」とあるのは「場合」と、同項中</u></u></p> <p>「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）</p> <p>4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「第2条改正後給与条例」という。）<u>第15条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特1等級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行特1等級職員等」という。））にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。））」と、同項中</u></p> <p>「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初</p>

改正後	改正前
<p>の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び<u>医(1)1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)</u>」</p> <p>とあるのは</p> <p>「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」</p> <p><u>と、同条第2項中「扶養親族（医(1)1等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医(1)1等級職員から医(1)1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)1等級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医(1)1等級職員以外の職員から医(1)1等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)1等級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合に）」</u></p>	<p>の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」</p> <p>とあるのは</p> <p>「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」</p> <p>と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、<u>同項第3号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第14条第2項第1号</u></p>

改正後	改正前
<p>おける当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、<u>同項第2号中「扶養親族(医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。</u></p> <p>(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)</p> <p>5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第14条第1項ただし書及び第15条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与条例第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>」とあるのは「<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u>」と、「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特1等級であるもの(以下「<u>行特1等級職員</u>」という。))にあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、<u>同条第1項中「扶養親族(医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、医(1)1等級職員から医(1)1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「<u>場合(医(1)1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)</u>」とあり、及び同項第2号中「<u>場合及び医(1)1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合</u>」とあるのは「<u>場合</u>」と、<u>同条第2項中「扶養親族(医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医(1)1等級職員から医(1)1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に</u></u></p>	<p>及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>」という。))とする。</p> <p>(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)</p> <p>5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第15条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等</u>」という。))」とあるのは「<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u>」と、「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特1等級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「<u>行特1等級職員等</u>」という。))にあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、<u>同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>係るものがないときはその職員が医(1)1等級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医(1)1等級職員以外の職員から医(1)1等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)1等級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。</p> <p><u>(平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)</u></p> <p>6 <u>平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第14条第1項ただし書並びに第15条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))」と、「が特1等級であるもの(以下「行特1等級職員」という。))」とあるのは「が特1等級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の等級が1等級であるもの(以下「行特1等級以上職員等」という。))」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、医(1)1等級職員から医(1)1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(医(1)1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。))」とあり、及び同項第2号中「場合及び医(1)1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医(1)1等級職員から医(1)1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはそ</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>の職員が医(1)1等級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医(1)1等級職員以外の職員から医(1)1等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)1等級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行特1等級職員が行特1等級職員及び医(1)1等級職員」とあるのは「行特1等級以上職員等が行特1等級以上職員等」と、同項第6号中「行特1等級職員及び医(1)1等級職員」とあるのは「行特1等級以上職員等」と、「が行特1等級職員」とあるのは「が行特1等級以上職員等」とする。</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 (略)</u></p>	<p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 (略)</u></p>

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号） 新旧対照表
 （第4条関係）

改正後	改正前																
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)																
<p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業法第15条に規定する企業職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">373,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">421,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	号給	給料月額（円）	1	373,000	2	421,000	(略)		<p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業法第15条に規定する企業職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">372,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">420,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	号給	給料月額（円）	1	372,000	2	420,000	(略)	
号給	給料月額（円）																
1	373,000																
2	421,000																
(略)																	
号給	給料月額（円）																
1	372,000																
2	420,000																
(略)																	

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号） 新旧対照表
 （第5条関係）

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	<p>(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>

○職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表
 （附則第5項関係）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 （略）</p> <p><u>（一般職の職員の給与に関する条例附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）</u></p> <p>7 <u>一般職の職員の給与に関する条例附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第13条の2第3項の規定の適用については、同項中「第22条」とあるのは、「附則第12項」とする。</u></p>

